

ロータリー創成紀の 出来事と決議 23—34

釧路北ロータリークラブ
足立功一

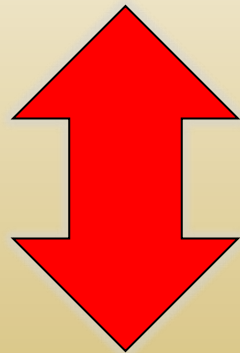
2010年度規定審議会（シカゴ）

- ◎ 1、Eクラブの承認
- ◎ 2、奉仕の新部門（新世代奉仕）
- ◎ 3、ロータリーの奉仕哲学の定義

社会奉仕に関する1923年の声明の第一項を、
奉仕の哲学の定義として使用することを検討す
るよう理事会に要請する件

ロータリー創成期とは

◎1905年（明治38年）：ロータリーの誕生の時から



◎1923年（大正12年）頃まで

創成紀に何があった
のか？

ロータリーの変遷と創成期の出来事

1905年 ロータリー創立

一人一業種で親睦

1906年 シカゴ・クラブ定款制定

業務上の利益（相互扶助）・親睦

1907年 シカゴ・クラブ定款改正（変化）

ドナルド・カーターの入会
社会奉仕の概念の導入

1907年 ポール・ハリス会長就任

会員増強、クラブ拡大 地域への奉仕活動

公衆便所設置運動

社会奉仕活動の実践

1908年 チェスリー・ペリー（ロータリーの建設者）
アーサー・シェルドンの入会
ロータリー理論の（職業奉仕理論）の提唱者

ポール・ハリス会長辞任（第1の危機）

親睦派と奉仕派の論争

1910年 全米ロータリー・クラブ連合会の誕生（変化）
奉仕理念の追求・クラブ拡大

1911年 The National Rotarian 誕生
1月に機関誌第1号
→1912年 The Rotarian

1911年 ロータリー・モットーの採択
一般奉仕概念の制定

1912年 ローターリー・クラブ国際連合会に改称
1910年カナダ（米国外初）
ウィニペグRC誕生

模範的クラブ定款5ヶ条
クラブ管理の標準化

1915年 ロータリー倫理訓の採択（変化）
職業奉仕基準の確立

標準クラブ定款制定
クラブ管理の標準化

1916年 ローターリー通解発刊
ロータリー運動の標準化

1917年 **アーチクラフ****基金創設** **(変化)**
ロータリー財団の始まり

1920年 日本最初の東京 R C 誕生
創立会員25名 (登録番号855)

1921年 米国外で初の国際大会
スコットランド；エジンバラ

国際奉仕の綱領化

国際奉仕概念の制定

国際ロータリー (R I) に改称

R I も R C も同一綱領

1922年 **クラブ定款・細則の改正**
クラブ管理の抜本的改正

1923年 決議 23-34採択

変化

第2の危機 奉仕活動の原則の確立

1927年 目標設定計画の採用

四大奉仕への転換

1934年 「四つのテスト」 初めて発表

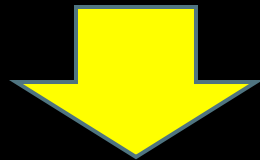
1943年ロータリーで採用

1937～1942年 第二次世界大戦（第3の危機）

加盟国・会員の減少

ロータリー創成紀

- 1、ロータリーの定款制定
- 2、奉仕の実践
- 3、職業奉仕基準の確立
- 4、ロータリー理念の確立



決議 2 3 — 3 4

2010年度規定審議会（シカゴ）

- 「社会奉仕に関する1923年の声明の第一項を、奉仕の哲学の定義として使用することを検討するよう理事会に要請する件」
- **決議案10－182**として提案され、444対66の圧倒的多数で可決された。
- **これは、2500地区（釧路北クラブが提出）から提案された上程案で、2500地区から提出されたものとしては初めて承認**

決議 2 3 – 3 4 とは？

- ◎ 1 9 2 3 年（大正 1 2 年）のセントルイス国際大会で採択され、その後の国際大会で何回か修正された決議。
- ◎ 当初は、「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」
- ◎ 1 9 2 6 年にロータリーの奉仕活動が四分類されることになって「社会奉仕に関する方針」と改定

誕生時の日本

- ◎ 1923年（大正12年）は、日本では**関東大震災**が起こり、東京は壊滅的な被害を受けた
- ◎ この時、世界各地のロータリアンから続々と義捐金が寄せられ、東京クラブはこのことで真のロータリー活動に目覚めたとされる

決議 2 3 – 3 4 とは？

- この決議は、ロータリー運動全般にわたって、奉仕の実践をめぐる論争に終止符を打った。ロータリーの奉仕は
(個人奉仕か団体奉仕か)
- RIとクラブとロータリアンの機能を明確化：ロータリアンとクラブが行うロータリーの諸活動に関する根源的な指針 (RIとクラブの活動指針)

ロータリーの綱領との対比

◎ロータリーの綱領：ロータリアン自身に対する目標設定

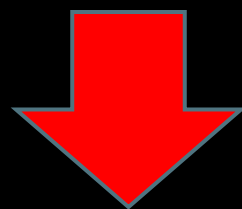


◎この決議は主にロータリークラブを対象としたもの

奉仕の理想（理念）

(I d e a l o f s e r v i c e)

ロータリーのあらゆる公式文献の中で
奉仕の理想について記載



決議23—34の第1項のみ

決議 23－34（要約）

- ◎ 第1条：ロータリーの奉仕の理念
- ◎ 第2条：ロータリークラブの役割
- ◎ 第3条：国際ロータリーの役割
- ◎ 第4条：実践哲学としてのロータリー
- ◎ 第5条：クラブの自治権
- ◎ 第6条：社会奉仕実践の指針

決議23—34第一項

- ◎ ロータリーは、基本的には一つの人生哲学である。それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情の間に常に存在する矛盾を和らげようとするものである。
- ◎ その哲学は
Service Above Self という奉仕哲学であり
He Profits Most Who Serves Best
の実践理論の原則に基づくものである

Ideal of service

二つの理念：理想（第一モットー、第二モットー）

★ **Service Above Self** : 他人のことを思い、他人のために尽くそうという国際社会を含んだ対社会的奉仕活動に関する理念

★ **He Profits Most Who Serves Best** : 科学的かつ道徳的な経営方針によって、自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めていこうという職業奉仕の理念

二つの奉仕理念を定義している唯一のドキュメントが、この決議23－34

決議 2 3－3 4

現在のタイトル

「社会奉仕に関する 1 9 2 3 年の声明」

(1 9 2 3 statement on community service)

2 0 0 7 年版手続き要覧 8 4 P

決議 6 6－4 9 として掲載

社会奉仕活動に対する方針と間違って解釈されているが、決議 2 3－3 4 は、社会奉仕だけに適応されるものではなく、ロータリーの奉仕全般に適応されるものである

決議の抹消工作のはじまり

- ◎ 昨今、この決議がロータリーの手続き要覧から抹消された事件、ロータリーの章典から抹消された事件が相次いだ。
- ◎ その原因は、**この決議の内容の様々な部分が時代の変化に対応できなくなり、**現在行われている財団の活動にも抵触する部分がでてきたからである。

第4条：実践哲学として

- ◆ロータリー運動は実践哲学
- ◆奉仕する者は行動しなければならない
- ◆クラブが団体奉仕活動を行う際の条件
 - *毎年一つの当たらしいプログラムの実施
 - *単年度で終了するもの
 - *地域社会が必要とするもの
 - *クラブ全員の協力が得られるもの

第5条

◎クラブ自治権

- * クラブは地域社会に適した奉仕活動を選ぶ絶対的権限を持つ
- * クラブはロータリーの綱領に違反し、クラブ存続を危険にする奉仕活動を行ってはならない
- * RIはクラブが行っている奉仕活動を禁じ、命令することはできない

第6条

◆社会奉仕実践の指針

- ＊他の機関が実施している奉仕活動との重複禁止
- ＊奉仕活動の実践は個人奉仕が原則
- ＊宣伝目的の活動の禁止
- ＊大規模活動に対する制約
- ＊クラブの奉仕活動はサンプルにすぎない

決議 2 3 — 3 4 の削除

- ◎ 1 9 8 4 年：手続き要覧から突然削除
- ◎ その後、再三にわたってこれを撤廃、改正しようとする提案が規定審議会に提出
- ◎ 1 9 8 6 年、1 9 8 9 年度の規定審議会では激しい討論の末否決される
- ◎ これは社会奉仕における団体奉仕の枠を拡大しようとするもの

多様化する社会的・国際的ニーズ

- ◎ 多様化する社会的ニーズ、国際的ニーズに対応



- ◎ 効率よく大規模プロジェクトを完遂しようとするれば、ロータリアン個々の自覚を促し、動きだすのを待っているよりは、RIや地区が主導してイニシアチブをとり、集団的かつ金銭的に奉仕活動をする方が手っ取り早く、効率もあがる



財団活動の否定

1986年規定審議会（シカゴ）

- ◎ 決議86-203の提出

これは決議23-34を完全撤廃して、これに代わる社会奉仕に関する新声明を採用



日本の代議員の大反対

- ◎ RIはポリオ・プラス・プログラムの賛同を得たいために、最終的にはこの提案を撤回
- ◎ カルロス・カンセコ、エドワード・カドマン

1988年の理事会決定

- ◎ RI理事会は決議23－34を残す代償として、「地区とロータリークラブの他団体との協力」を決議
- ◎ 「ロータリーの理想と目的」に合致すればクラブや地区が他の奉仕団体と共同で事業をしても良いという決定をした
- ◎ 「ロータリーの理想と目的」に合致する団体とは、ロータリーが提唱して設立したローターアクト、インターアクト、ロータリー村落共同体である
- ◎ 決議92－286（1992年）の採択

1989年シンガポール規定審議会

- 理事会提案で完全撤廃の提案がなされる
- 千玄室RI理事の努力でこれを取り下げること成功
- これに代わる社会奉仕に関する新しい声明案理事会に持ち出され、次年度の理事会に付託された

1992年：アナハイム規定審議会 決議92－286上程

- ◎ 地区とロータリークラブの他団体との協力
- ◎ 1、ロータリーの理想と目的に沿う
- ◎ 2、地区内の会員の承認
- ◎ 3、直接協力、責任を負う
- ◎ 4、クラブや地区の自主性を保持
- ◎ 5、一般の人への啓蒙
- ◎ 6、継続的義務を引き受けない
- ◎ 7、協力団体のメンバーにならない
- ◎ 8、名簿の配布、資料の配布はしない

決議 9 2－2 8 6（1 9 9 2 年）

- ◎ これは決議 2 3－3 4 と共に使用されるという但し書きが付いているが、個人奉仕とともにクラブの団体奉仕を奨励し、更にRIが積極的に奉仕の実践例を提案することが明記
- ◎ **RIの権限を強め、ロータリー運動を徐々に団体奉仕が可能なものに変革している**
- ◎ **ラジェンドラ・サバー、クリフォード・ダクターマン**

1991年RI理事会（メキシコ）

- ◎ 翌年の規定審議会に提案予定の「決議23－34の撤廃と新方針」の最終審議が行われた際に、蔵並定男RI理事は日本パストRI理事やガバナーの助言を背景に、もしこの決議が撤廃されれば、日本のロータリーとしては重大な決意をせざるを得ないであろうと発言
- ◎ ロータリー数の日本における激減を示唆

- 決議 2 3 — 3 4 は撤廃されずに、2 3 — 3 4 の原型を残し、その後の修正決議である決議 2 6 — 6、3 6 — 1 5、5 1 — 9、6 6 — 4 9 を撤廃し「社会奉仕に関する新声明」を規定審議会に理事会提案した
- その後、決議 2 3 — 3 4 と新声明の間の矛盾点の調節を論議された
- しかし、矛盾点は避け得なく、今後の検討にゆだねると決議

2007年度11月理事会に末梢手続

きの依頼 : ウィリアム・B・サージャント元RI
副会長 エドウィン・フタ事務総長らの共同提案

- 社会奉仕に関する1923年の声明が、もはや社会奉仕の理念並びに国際ロータリーとそのクラブの原理を正確に記するものではない
- 今後の「ロータリー章典」及び「手続き要覧」の改訂版からこの声明を削除するよう事務総長に要請

ビル・サージヤントの書簡；エド・フタ事務総長宛て(2007年10月5日)

- 「決議23-34は、ロータリーが誕生したアメリカで、かつロータリアンの大多数が小規模な商売人で構成されていた1923年に作られたものです。そのため、この決議は、時代の変遷に伴って今のロータリーの状況に必ずしも適応するものではなくなってきました。決議23-34は、明らかに現在のロータリークラブが行っている社会奉仕活動には合致しませんし、これを厳守しようとするれば、私たちは何もできなくなってしまうことはわかりきっております。現に、私たちは決議23-34の原則を破ってきたからこそ、3-Hやポリオ・プラスの活動ができたのです。」

- ◎ 決議23-34は、他人のために奉仕したいという義務と利益との間に常に存在する矛盾を和らげようという哲学を引用しています。当時の仕立屋や靴屋の経営者にはこの問題があったとしても、今日、この矛盾が存在するのは僅かな人に過ぎません。
- ◎ 決議23-34は、国際ロータリーが役立つ提案をするのはかまわないが、プロジェクトを指示してはならないと定めていますが、ポリオ・プラスはこれに違反することで大きな成果をあげました。
- ◎ 決議23-34は、他の組織が全くそれをしない場合だけ、ロータリークラブが社会奉仕プロジェクトに従事すべきであると定めていますが、この条文が好きで何もしないクラブが多く見られます。現に1947年当時私のクラブがそうでした。」

- 元RI副会長ビル・サージアントとエド・フタ事務総長は、決議23-34の多くの部分が現在のロータリーの社会奉仕原則と合致しないという理由で、2007年11月に開催された理事会に次の提案をしました。
- 1.社会奉仕に関する1923年の声明が、社会奉仕の理念や国際ロータリーやクラブの方針を必ずしも正確に説明していないように思われる。
- 2.ロータリー章典と手続要覧の将来の版からこの声明を削除するよう事務総長に要望する。

RI理事会の反応

- RI常任委員会はRI理事会に対して次のように勧告した
- 決議23-34は、社会奉仕の理念や国際ロータリーやクラブの方針を必ずしも正確に説明していないように思われる。従って2008年1月の理事会において、手続要覧とロータリー章典の将来の版に歴史的なドキュメントを保存するための新しい形式を提案するよう事務総長に要望する。

2008年1月開催の

国際ロータリー理事会

B-11手続要覧とロータリー章典において**歴史的な文献を保存する件**

1.ロータリー章典を下記のように修正する

1.120. 歴史的文献

現在の方針や手続きに加えて、ロータリアンにとって歴史的な価値を持つ過去のRI理事会や国際大会の決定や声明がある。このような決定や声明は、現在のRIの方針を表すものではないが、歴史的な意味合いからロータリアンやロータリークラブによって参考になるものである。事務総長は、ロータリアンにとって歴史的な価値があると思われるすべての過去の方針、手続き、および声明のリストを保存するように努力しなければならない。

2.将来版を発行するにあたって手続要覧に同様な声明を含めるように事務総長に要望する。

- 以上の流れを要約すれば、決議23-34の評価が必ずしも正確に国際ロータリーの方針を表明したものであるのではないので、手続要覧とロータリー章典の本文からは決議23-34を削除する代わりに、歴史的な文献を保存するための新しい形式を提案するよう事務総長に要請する

釧路北クラブ会員の決意

- 今までの経過はどうあれ、決議23—34は、私たち実践活動するロータリアンの理論的な礎であり、奉仕の哲学を表わしているものである
- この決議を歴史的遺物として残すことではなく、実際の活動の基盤として永久に残してほしいというのが釧路北クラブ会員からの要請。
- 決議23—34の時代に対応できなくなった部分を修正して地区提案する

2010年規定審議会に提案

- この修正決議案を2010年度シカゴで開催される規定審議会に、2500地区すべてのクラブの総意として提出することを釧路北クラブから要請。
- 村井会長から2008年～09年度ガバナー（足立功一）に地区採択要請

地区諮問委員会の反応

- ◎ 2500地区の諮問委員会に諮る
- ◎ 一部のパストガバナーから「決議内容の一部を変更したものは、基本的には決議23－34とは違うもの
- ◎ 内容を変えたものは決議23－34に非ず、故に提出するべきでない

ガバナー判断

- ◎ 一諮問委員の反対を受けて、私は熟慮の末決議の内容は変更しないで、決議の一番の根本精神である第一項の部分を永久的にロータリー活動の基本理念として残すことを提案
- ◎ 地区大会は終了し、12月の提出期限が迫ったため、これを全クラブに郵便投票を行う
- ◎ 3分の2以上の賛成を得て、私がガバナー一年度に釧路北クラブからの上程案として提出した。

その後

- 日本からは決議 2 3 — 3 4 に関する決議案が3件出されており、最初の案件でつまずくと、すべて否決されてしまうので、日本人の代表議員で検討した結果、10—180と10—181を撤回してもらい、10—182のみを残してこれに集中することにした。
- 提案地区の2500地区代表議員の小船井修一氏には、10—181を提案していた2650地区代表議員橋本長平氏に起案してもらったスピーチ原稿をもとに提案理由を述べてもらい、安平和彦氏が2770地区久世晴雅代表議員作成の10—180の提案趣旨を参考にして、意見を述べ、それに加えてあらかじめ応援演説をしてあげましょうと打ち合わせしてくれたビチャイ・ラタクル元RI会長が応援演説をのべてくださいました。

2010年6月18日
Mr. Yoshiaki Nakajima
President, Rotary Club of Kushiro-North, Hokkaido, Japan
5-9-4 Katsura
Kushiro-cho, Hokkaido 088-0626 JAPAN

Mr. Nobuo Yamamoto
Governor, District 2500

ロータリアン各位

2010年規定審議会は、「社会奉仕に関する1923年の声明」の第一項を、奉仕の哲学の定義として使用することを検討するよう理事会に要請する決議案10-182を採択しました。
RI理事会は、2010年6月の会合においてこの決議案を検討し、
本件について以下の決定を行いました。

決定：理事会は、審議会決議10-182、「『社会奉仕に関する1923年の声明』の第一項を、
奉仕の哲学の定義として使用することを検討するよう理事会に要請する件」を受け

1. ロータリーの哲学理念の一つとして社会奉仕に関心と支援を寄せてくださった
釧路北ロータリー・クラブ（日本、北海道）および第2500地区に対し、感謝の意を表する。
2. 「社会奉仕に関する1923年の声明」に定義される奉仕の哲学は、
現在、「手続要覧」と「ロータリー章典」に含まれていることを指摘する。

今会合で、理事会は、本決議案の内容を考慮し、「社会奉仕に関する1923年の声明」について
詳細な話し合いを行いました。詳細は、黒田正宏理事にお問い合わせください。

ロータリーにおける日頃からのご奉仕に、心より感謝申し上げます。

Sharon Cyr（シャロン・シア）
国際ロータリー・プログラム担当部、部長

cc: 2010年規定審議会代表議員、小船井修一様（Eメールにて）
RI理事、黒田正宏様

終わり